

議案第105号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年9月1日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成12年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 予防条例第65条第1項の規定に基づく危険物等の危険性を確認するための試験（以下「確認試験」という。）のうち、確認試験を行った後でなければ手数料の額を算定することができないとき。
- (2) 消防事務に係る証明書の交付をするとき。
- (3) 災害により手数料を申請の際に納付することができないと市長が認めるとき。

第5条の見出しを「（手数料の減免）」に改め、同条中「次の」を「次項に規定するもののほか、次の」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 災害により市長が必要と認めるときは、第3条の手数料を減額し、又は免除することができる。ただし、前項の手数料にあつては免除に限りすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

災害時における消防事務に係る手数料について、後納とすることができること及び減免することができることとするため、この条例を制定するものである。